

令和 8 年 6 月 8 日

建設業労働災害防止協会広島県支部

支部長 檜山 典英 殿

広島労働局長 宮原 真太郎



### 職場における熱中症対策の取組に関する要請書

日頃から労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、広島県における令和 7 年の熱中症による労働災害発生状況は、死傷者数（休業 4 日以上）58 人、死亡者数 1 人であり、死傷者数は前年比 35 人増（15.2% 増）となっています。そのうち建設業については、死傷者数 12 人（前年比 10 人増、50.0% 増）、死亡者数 1 人であり、2 年連続で死亡災害が発生しております。

厚生労働省においては、職場における熱中症予防対策を徹底するため、毎年 5 月から 9 月まで「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、熱中症予防対策の啓発を図っているところですが、近年の熱中症による死亡労働災害の高止まりを受けて、熱中症の重篤化防止を目的に、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者に義務付ける改正労働安全衛生規則を令和 7 年 6 月に施行いたしました。加えて、熱中症予防対策のさらなる推進のため、本年 3 月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

貴会におかれましては、これまでも格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて職場における熱中症予防対策の重要性を御理解いただき、別添 1 職場における熱中症対策強化リーフレット、別添 2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット、別添 3 職場における熱中症防止ガイドラインリーフレット及び下記の熱中症対策の重点項目の徹底について、会員各位に御周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

（熱中症対策の重点項目）

- 1 改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見

するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの手順や体制の周知を行うこと。

- 2 WBGTの把握などを通じ、事業場での熱中症リスクの評価・検討を行い、リスクに応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。
- 3 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと。

(※) 別添1 職場における熱中症対策強化リーフレット

(URL) <https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/002671655.pdf>



(※) 別添2 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット

(URL) <https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/002664102.pdf>



(※) 別添3 職場における熱中症防止ガイドラインリーフレット

(URL) <https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/002681192.pdf>

